

社会福祉法人 別福会
身体障害者福祉ホーム
福祉の森
運 営 規 程

令和6年6月1日施行

社会福祉法人 別福会 障害者福祉ホーム 福祉の森 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人別福会（以下「事業者」という）が設置する障害者福祉ホーム 福祉の森（以下「事業所」という）において実施する障害者福祉ホーム事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する規程を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、障害者(以下「利用者」という。)の地域生活を支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、現に住居を求めている利用者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させる共に、日常生活に必要な便宜を供与するよう務める。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者主体の原則での支援・協力を務める。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者福祉ホーム 福祉の森
- (2) 所在地 別府市大字亀川字マツボリ1736番

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 管理人 1名
- 事務員（兼務） 1名

(職務の内容)

第5条 管理人の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 施設の管理
- (2) 利用者の日常生活に関する相談、助言
- (3) 行政等関係機関・団体との連絡調整

2 事務員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 福祉ホームに関する事務及び庶務その他。

(入居定員)

第6条 事業所の入居定員は、10名とする。

(利用期間)

第7条 入居者の利用期間は契約書に基づく期間とする。

(主たる対象者)

第8条 事業所の主たる対象者は、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な身体障害者とする。但し、常時の介護、医療等を必要とする状態にある者を除く。

(サービスの内容)

第9条 事業所は、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常生活等に関する相談・助言・市役所等関係機関への連絡・調整を行うものとする。

(利用手続)

第10条 事業所利用にあたって、事業所の長との契約によるものとする。

2 事業所は、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、福祉ホーム従業員の勤務体制、その他重要事項の説明を行う。

3 事業所は、申請書類等を確認し、利用申込の意向、心身の状況、環境及び病歴等の把握に努め、入居判定会議に於いて利用が適当であることを十分確認の上、入居契約を締結するものとする。

(利用者遵守事項)

第11条 利用者は、共同生活の秩序を乱さぬよう事業所諸規則を遵守すること。

(利用者の退去)

第12条 利用者が、次の各号に該当するに至った場合は退去するものとする。

- (1) 利用者本人が退去を希望し、退居先が明確となっている場合。
- (2) 入居契約期間が満了したとき。
- (3) 病状等が悪化し、施設生活を営むことが困難となったとき。
- (4) 施設内において暴力等の行為があり、共同生活に支障をきたすとき。
- (5) 事業所との契約及び諸規則等に違反したとき。
- (6) 正当な理由なく施設利用料を2ヶ月以上滞納したとき。

(留意事項)

第13条 事業所は、利用者の健康管理、レクリエーション等について利用者のニーズに応じて対策を講じるよう配慮すること。

(利用者から受領する費用の額等)

第14条 事業者は、利用者から利用者負担額(別紙)の支払を受けるものとする。

2 次に定める費用については、その実費を利用者から徴収する。

(1) 光熱水費

(2) 日用品等に日常生活において、通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるものの実費。

3 事業所は、前項に定めた費用の額については、あらかじめ利用者に対し、事業所の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

4 事業所は、前項までに定めた費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収書を当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難等必要な訓練を行なうものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備をおこなうとともに、職員等に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情解決体制の整備)

第17条 事業所は、事業の実施に関する利用者又はその家族からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口を設置するものとする。

2 事業者は、実施した事業に関し、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分県条例第66号）の規定により、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、別府市、大分県、当該利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない

(その他の運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者に対してその資質向上のため研修の機会を確保しなければならない。

2 従業者は、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持しなければならない。

3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、利用者に関するサービスに関する提供の記録や苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して取った処理の記録を、該当サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- 5 利用者に対して提供するサービスの内容については、障害者福祉ホーム福祉の森 重要事項説明書に記載・説明するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、必要に応じて細則を定めることができる。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条 福祉ホームは、感染症又は非常火災の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
 - 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

- この規程は、平成22年9月7日から施行する。
- この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- この規定は、平成28年2月20日から施行する。
- この規定は、令和4年2月26日から施行する。
- この規定は、令和6年6月1日から施行する。